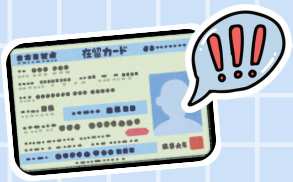
# 2026年10月1日から外国人の在留手続等に関する手数料が改定されます！



出入国在留管理庁のホームページより

**2026年10月1日から在留資格の変更や在留期間の更新などに必要な手数料が改定されます。**

なお、2026年9月30日までに受付した申請については、当該申請に係る許可が10月1日以降となっても、改定前の手数料による納付となります。

## 資格変更許可・期間更新許可の手数料の額の改定について

| 改定前の手数料 | 窓口申請 | オンライン申請 |
|---|---|---|
| | 6,000 円 | 5,500 円 |

**改定後の手数料（許可期間及び申請方法によって手数料が異なる）**

| 許可期間 | 窓口申請 | オンライン申請 |
|---|---|---|
| 3月以下 | 10,000 円 | 10,000 円 |
| 3月超<br>6月以下 | 18,000 円 | 15,000 円 |
| 6月超<br>1年未満 | 25,000 円 | 21,000 円 |
| 1年 | 33,000 円 | 27,000 円 |

| 許可期間 | 窓口申請 | オンライン申請 |
|---|---|---|
| 1年超<br>3年未満 | 48,000 円 | 42,000 円 |
| 3年以上<br>5年未満 | 64,000 円 | 56,000 円 |
| 5年以上 | 75,000 円 | 65,000 円 |

オンライン申請の場合、手数料はコンビニ決済又は銀行決済による納付のみとなり、収入印紙による納付はできません。
また、上記手数料のほかに、別途決済手数料が必要となります。

## 永住許可の手数料の額の改定について

| 改定前の手数料 | 10,000 円 |
|---|---|

| 改定後の手数料 | 200,000 円 |
|---|---|

永住許可申請は窓口申請のみです。オンライン申請はできません。

## 手数料の減額措置又は免除措置

在留資格の変更の許可、在留期間の更新の許可又は永住許可を受ける者で、経済的困難その他特別の理由があり、尚且つ対象者と認められた場合は、手数料の減額又は免除を受けることができます。

**例：**生活保護を受けている方が「定住者（難民認定）」の在留期間を更新する場合

手数料の改訂や減額・免除措置等の詳細については、出入国在留管理庁のホームページから確認できます。
https://www.moj.go.jp/isa/01_00644.html